

# 津南町地下水及び水源地域の保全に関する条例（案）

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 地下水の適正な採取（第7条－第18条）
- 第3章 水源地域における適正な土地利用の確保（第19条－第24条）
- 第4章 雜則（第25条－第26条）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、地下水及び水源地域の保全に関し、基本理念を定め、町、町民、土地所有者等及び施設設置者の責務を明らかにするとともに、地下水の適正な採取及び水源地域内の土地所有権等の移転等及び対象工作物等の設置等適正な土地利用の確保について必要な事項を定めることにより、水源地域の機能の維持と健全な水循環の維持に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 揚水設備 動力を用いて地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）による温泉を除く。以下同じ。）を採取するための設備をいう。
- (2) 水源地域 第19条第1項の規定により町が指定した地域をいう。
- (3) 土地所有者等 水源地域に所在する土地（規則で定めるものに限る。第19条第1項において同じ。）の所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利を有する者をいう。
- (4) 対象工作物等 水源地域内に水質を汚染する又は水量に影響を及ぼすおそれのある営利を目的とした規則で定める事業に係る施設をいう。
- (5) 施設設置者 揚水設備や対象工作物等を設置しようとする者をいう。

### （基本理念）

第3条 地下水の保全は、日本有数の多雪地帯である津南町（以下「町」という。）において、森で浄化された豊富な雪解け水が大地を潤し、町の特産品で

もある美味しい農産物を生産するなど、町民生活及び地域の産業の基盤をなしているという認識に立って推進されなければならない。

2 地下水の保全は、地下水が限りある資源であることを踏まえ、急激な地下水位の低下や地盤沈下など地下水の減少による障害並びに水質の汚染が発生しないよう、地下水の涵養と環境保護並びに適正な利用を図ることにより推進されなければならない。

3 水源地域の保全は、森林の有する水源涵養機能が水資源の供給に重要な役割を果たしていること、町、町民、土地所有者等及び施設設置者（以下「関係者」という。）は、町の豊かな水資源を通して森林の恵沢を享受していること、また、水資源が地域経済を支えていること等に鑑み、関係者の相互連携及び協力の下に、水源涵養機能の維持及び増進が図られるよう推進されなければならない。

4 関係者は、森や水の大切さを共有するとともに、その存在意義や価値を認識し、かけがえのない森や水資源を次の世代に確実に引き継いでいくために努力しなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、地下水及び水源地域の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（町民の責務）

第5条 町民は、基本理念に則り、地下水及び水源地域の保全に対する理解を深め、町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（土地所有者等及び施設設置者の責務）

第6条 土地所有者等及び施設設置者は、基本理念に則り、町が実施する地下水及び水源地域の保全に関する施策に協力する責務を有する。

2 土地所有者等及び施設設置者は、基本理念に則り、森林の適正な整備に努めるとともに、町が実施する地下水及び水源地域の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 地下水の適正な採取

（揚水設備の設置の届出）

第7条 水源地域に吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が6平方センチメートルを超える揚水設備を設置しようとする施設設置者は、規則で定めるところにより、次の事項を町長に届け出なければならない。

（1）住所、氏名又は名称（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（2）揚水設備の設置場所

（3）揚水設備のストレーナーの位置

（4）揚水設備の揚水機の吐出口の断面積及び原動機の出力

（5）揚水設備により採取する地下水の水量

（6）揚水設備により採取する地下水の用途

（7）前各号で掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の届出には、揚水設備の設置場所を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（届出事項の変更に係る勧告等）

第8条 町長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る揚水設備を用いた地下水の採取により周辺における地下水の利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該届出を受理した日から30日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該揚水設備により採取する地下水の水量、揚水機の能力その他当該届出に係る事項を変更すべきことを勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた施設設置者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第1項の規定による勧告を受けた施設設置者に対し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

（実施の制限）

第9条 第7条第1項の規定による届出をした施設設置者は、当該届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る揚水設備を設置

してはならない。

(届出内容の変更)

第 10 条 第 7 条第 1 項の規定による届出をした施設設置者は、当該届出に係る同項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

- 2 前 2 条の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 3 第 7 条第 1 項の規定による届出をした施設設置者は、その届出に係る同項第 1 号又は第 7 号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(完了届)

第 11 条 第 7 条第 1 項の規定による届出をした施設設置者及び前条第 1 項の規定による届出（第 7 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項の変更に係る届出に限る。）をした施設設置者は、当該届出に係る揚水設備の設置の工事が完了したときは、その完了の日から 15 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(承継)

第 12 条 第 7 条第 1 項の規定による届出をした施設設置者から当該届出に係る揚水設備を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水設備に係る当該届出をした施設設置者の地位を承継する。

- 2 第 7 条第 1 項の規定による届出をした施設設置者について相続、合併又は分割（当該届出に係る揚水設備を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水設備を承継した法人は、当該届出をした施設設置者の地位を承継する。
- 3 前 2 項の規定により第 7 条第 1 項の規定による届出をした施設設置者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(廃止等の届出)

第 13 条 第 7 条第 1 項の規定による届出をした施設設置者は、次に掲げる場

合は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。揚水設備の使用を廃止し、又は撤去したときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(1) 揚水設備を廃止した場合

(2) 揚水機の吐出口の断面積を 6 平方センチメートル以下とした場合

(勧告等)

第 14 条 町長は、地下水の保全のために必要があると認めるときは、第 7 条第 1 項の規定による届出に係る揚水設備により地下水を採取する施設設置者に対し、その判断の根拠を示して、期限を定めて、当該揚水設備を用いた地下水の採取の停止、当該揚水設備を用いて採取する地下水の水量の制限その他地下水の保全上必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 町長は、第 7 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定に違反して揚水設備を設置している施設設置者に対し、期限を定めて、当該揚水設備を用いた地下水の採取の停止、当該揚水設備を用いて採取する地下水の水量の制限、当該揚水設備の廃止その他違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前 2 項の規定による勧告について準用する。

(緊急時の措置)

第 15 条 町長は、地下水を採取したこと又は異常な渴水その他これに準ずる事由による地下水の異常な低下、地盤沈下その他の障害の発生により地下水の保全を図るために緊急に必要があると認めるときは、当該障害の発生に影響を及ぼすと認められる区域において揚水設備を設置する施設設置者の全部又は一部に対し、期間又は期限を定めて、当該揚水設備を用いた地下水の採取の停止、当該揚水設備を用いて採取する地下水の水量の制限その他の地下水の保全上必要な措置を命ずることができる。

(報告の徴収及び立入調査)

第 16 条 町長は、この章の規定を施行するために必要な限度において、揚水設備を設置する施設設置者から必要な報告を求め、又はその職員に、揚水設備を設置する工場、事業所その他の場所に立ち入り、当該揚水設備その他の物

件を調査させ、若しくは関係者に質問することができる。

- 2 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地下水涵養の努力義務)

第17条 揚水設備を設置する施設設置者は、地下水の涵養に努めなければならない。

- 2 揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備を設置する施設設置者は、規則で定めるところにより、地下水の涵養に関する計画を作成し、町長に提出しなければならない。
- 3 前項の計画を提出した施設設置者は、当該計画の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、当該変更後の計画を町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、第2項の規定に違反して同項の計画を提出しない施設設置者又は前項の規定に違反して同項の変更後の計画を提出しない施設設置者に対し、期限を定めて第2項の計画又は前項の変更後の計画を提出すべきことを勧告することができる。
- 5 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(地下水採取量の定期報告等)

- 第18条 前条第2項の揚水設備を設置する施設設置者は、規則で定めるところにより、水量を測定するための機器を用いて当該揚水設備により採取した地下水の水量を測定し、その結果について記録を作成しなければならない。
- 2 前条第2項の揚水設備を設置する施設設置者は、毎年1回、規則で定めるところにより、前項の規定による測定の結果を町長に報告しなければならない。

第3章 水源地域における適正な土地利用の確保

(水源地域の指定)

第 19 条 町長は、森林の存する地域のうち、水源涵養機能の維持及び増進を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められるものを水源地域として指定することができる。

2 町長は、水源地域の指定をしようとするときは、あらかじめ規則で定めるところによりその旨を告示し、その案を当該告示の日から 2 週間縦覧に供するものとする。

3 前項の規定による告示があったときは、当該告示に係る水源地域の指定をしようとする区域内の土地所有者等その他の利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則に定めるところにより、縦覧に供された案について、町長に意見書を提出することができる。

4 町長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったときは、当該意見書を提出した者の意見の聴取を行うものとする。

5 第 2 項から前項までの規定は、水源地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(所有権等の移転等の事前届出)

第 20 条 土地所有者等は、水源地域内の土地について所有権等の移転又は設定に係る契約（予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 土地売買等の契約の当事者の住所、氏名又は名称（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
- (3) 土地売買等の契約に係る所有権等の種類及び内容
- (4) 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
- (5) 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定後における当該土地の利用目的
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 土地所有者等は、前項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を町長に届け

出なければならない。

(対象工作物等設置の事前届出等)

第 21 条 施設設置者は、対象工作物等を設置しようとする日の 30 日前までに、次に掲げる事項を、規則で定めるところにより、必要な書類を添付して町長に届け出、かつ、その内容について町長と協議しなければならない。

(1) 対象工作物等を設置しようとする当事者の住所、氏名又は名称（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 対象工作物等を設置しようとする土地の所在及び面積

(3) 対象工作物等を設置しようとする年月日

(4) 対象工作物等に係る事業計画及び事業内容

2 施設設置者は、対象工作物等に係る事業内容並びに水質又は水量への影響及びその防止策について、関係する町民等に対し、説明会を開催するよう努めなければならない。

3 前条第 1 項及び前 1 項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 土地売買等の契約又は対象工作物等を設置しようとする当事者の一方又は双方が、国、地方公共団体その他規則で定める者であるとき。

(2) 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われるとき。

4 施設設置者は、第 1 項の規定により届け出た同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第 22 条 町長は、この章の規定を施行するために必要な限度において、第 20 条又は前条の規定による届出をした土地所有者等又は施設設置者から必要な報告を求め、又はその職員に、届出に係る土地又は対象工作物等に立ち入り、当該土地の利用が水源地域の機能に及ぼす影響を調査させ、若しくは関係者に質問することができる。

2 前項の規定により立入調査等をする職員は、第 16 条第 2 項に規定するその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなら

ない。

(助言)

第 23 条 町長は、第 20 条又は第 21 条の規定による届出をした者又は施設設置者に対し、当該届出に係る土地の利用について、当該土地及びその周辺の土地（水源地域内のものに限る。）における水源涵養機能の維持及び増進を図るために必要な助言をするものとする。

2 第 20 条又は第 21 条の規定による届出をした者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者に對し、その旨及びその内容を伝達するものとする。

(勧告等)

第 24 条 町長は、土地所有者等又は施設設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 第 20 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第 21 条第 1 項又は第 4 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 第 22 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

#### 第 4 章 雜則

(公表)

第 25 条 町長は、第 8 条、第 14 条及び前条の規定による勧告や第 15 条の命令を受けた者が、当該勧告や命令に従わなかったときは、当該勧告の内容及び氏名等を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第 26 条 この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 章、第 3 章（第 19 条を除く。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

##### (適用区分)

2 第 20 条の規定は、令和 8 年 5 月 1 日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。